



MINI ツーハート発行の経緯

会員の方から連盟広報誌に対する意見をいただきました。オンラインの発信はどうか、LINE 公式アカウント利用しペーパーレスにしてはどうか、部署に1枚程度の配布でよいなどです。広報委員会、青年部委員会、役員支部長会で検討した結果、年齢階層により情報取得方法が異なり、1つの手段だけで情報を届けることは難しい。一挙にペーパーレス化は無理。複数（HP、Twitter、LINE、広報誌、WEB版ツーハート）の媒体で効果的に情報を届けるということになりました。施設所属の会員へのツーハート配布について、今後、次のように変更します。



- …〈変更すること!〉…
- ① 1月・9月号：個人配布を止め、部署に2・3枚程度配布（各施設の要求数に応じて）
 - ② 新たに、タイムリーに届ける必要のある情報（制度、法律が変わる、連盟活動など）をニュース版形式で配布

2021年度 通常総会報告

6月26日ビッグハートで開催し、108名の出席でした。新役員に野尻聡子さん、笹尾孝美さんが承認されました。連盟60周年記念事業、研修計画等を含む審議事項全てが決議されました。

衆議院議員細田博之先生から特別講演「国政報告」をいただき、国・島根県の新型コロナウイルス感染症対策等について聴講しました。



看護職として働く私たちに関連する法律が成立しました

◎ 改正「育児休業、介護休業法」成立 2022年から順次施行



改正の趣旨

出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け、育児休業給付に関する所要の規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

- 1 男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設【育児・介護休業法】
 子の出生後8週間以内に4週間まで取得することができる柔軟な育児休業の枠組みを創設する。
 ①休業の申出期限については、原則休業の2週間前までとする。※現行の育児休業（1か月前）よりも短縮
 ②分割して取得できる回数は、2回とする。
 ③労使協定を締結している場合に、労働者と事業主の個別合意により、事前に調整した上で休業中に就業することを可能とする。
- 2 育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け
 ①育児休業の申出・取得を円滑にするための雇用環境の整備に関する措置
 ②妊娠・出産（本人又は配偶者）の申出をした労働者に対して事業主から個別の制度周知及び休業の取得意向の確認のための措置を講ずることを事業主に義務付ける。
- 3 育児休業の分割取得
 育児休業（1の休業を除く。）について、分割して2回まで取得することを可能とする。
- 4 育児休業の取得の状況の公表の義務付け
 常時雇用する労働者数が1,000人超の事業主に対し、育児休業の取得の状況について公表を義務付ける。
- 5 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和
 有期雇用労働者の育児休業及び介護休業の取得要件のうち「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者」であることとこの要件を廃止する。ただし、労使協定を締結した場合には、無期雇用労働者と同様に、事業主に引き続き雇用された期間が1年未満である労働者を対象から除外することを可能とする。
- 6 育児休業給付に関する所要の規定の整備【雇用保険法】
 ①1及び3の改正を踏まえ、育児休業給付についても所要の規定を整備する。
 ②出産日のタイミングによって受給要件を満たさなくなるケースを解消するため、被保険者期間の計算の起算点に関する特例を設ける。

施行期日

- 2及び5：令和4年4月1日
- 1、3及び6：公布日から1年6月を超えない範囲内で政令で定める日（ただし、6②については公布日から3月を超えない範囲内で政令で定める日）
- 4：令和5年4月1日

◎「医療ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」成立 今秋施行予定

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像（令和3年6月11日成立）

◎医療的ケア児とは 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む）

立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている
- ⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
- ⇒安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務 保育所の設置者、学校の設置者等の責務

支援措置

国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援
看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援
看護師等の配置

医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う等

施行期日：公布日から起算して3月を経過した日

検討条項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

選挙三二知識

政治活動と選挙運動の違い



政治上の目的をもって行われる活動を政治活動と言います。

広い意味では選挙運動も政治活動の一部ですが、公職選挙法では「選挙運動」と「政治活動」は明確に区別されています【図1、2】。

政治活動 政治上の目的をもって行われるいっさいの活動から、**選挙運動にわたる行為**を除いたもの。

後援会活動 後援会活動は、選挙運動期間以外に行われる候補者の政治活動。
現職の議員や議員を目指す人を推薦支持する団体で、選挙が目的でなく、政治活動を後援するのを目的とした活動。

選挙運動 選挙運動とは、選挙公示・告示日から投票日前日までの投票依頼活動。

*「公示」は、[天皇の国事行為]を伴う選挙の時だけに使われる。

即ち衆議院の総選挙と参議院の通常選挙です。

このほかの選挙では、国政選挙を含めて「告示」を使います。

特定の選挙に特定の候補者や政党の投票依頼は、選挙運動期間中にのみに実施

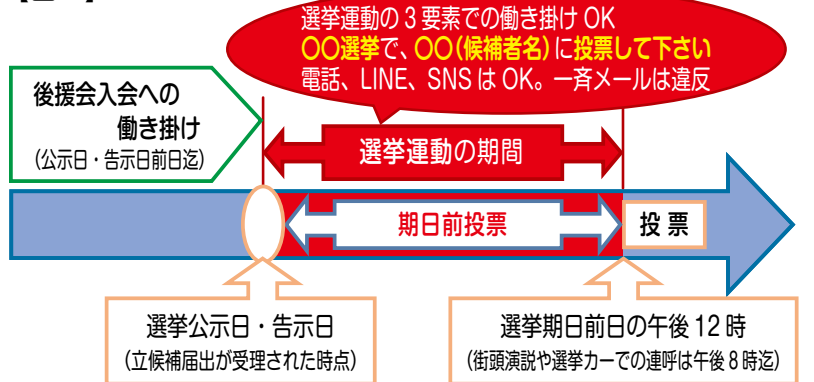
できる。選挙運動期間以外は、この3要件を使つての働き掛けはできない。

選挙運動期間は選挙の種類によって異なります【表1】。



【図1】

【図2】



政治活動期間にできること

- ・連盟や候補予定者の後援会に入会すること
- ・同僚や知人に入会を勧めること
- ・研修会や集会に参加すること
- ・研修会や集会の参加報告をすること
- ・看護と政治について仲間と話し合うこと など

選挙の種類と選挙運動期間【表1】

衆議院議員選挙	12日間
参議院議員選挙	17日間
知事選挙	17日間
県議会議員選挙	9日間
市長・市議会議員選挙	7日間
町村長・町村議会議員選挙	5日間